免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第８号
宮崎市佐土原町下那珂2942番地117
破産者　内田　繁利
免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
平成24年２月27日　　宮崎地方裁判所破産係

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０９６号
東京都渋谷区円山町３番６号
清算株式会社　ジャパン・スポーツ・マーケティング株式会社
１　決定年月日　平成24年２月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

更生手続終結

平成２２年（ミ）第８号
神奈川県高座郡寒川町倉見1818番地
更生会社　藤沢電工株式会社
管財人　長島　良成
１　決定年月日　平成24年２月24日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第８部

更生計画変更

平成２１年（ミ）第１４号
東京都港区海岸３丁目18番21号
更生会社　あおみ建設株式会社
１　決定年月日　平成24年２月22日
２　主文　本件更生計画を変更する。
３　更生計画変更計画の要旨
１　本件更生計画第３章第１節２．⑵の次に、
「⑶　繰上弁済
①　平成24年３月末日現在の換価予定の不動産にかかる更生担保権の残額について、当該更生担保権者は、同残額に、弁済率93.1％（代物弁済日（平成26年９月末日）から平成24年４月末日まで割引率年３％の複利計算により算出した弁済率）を乗じた金額をもって、平成24年３月末日に繰上弁済を受けることができる。
②　上記①の弁済があった時点で、平成24年３月末日現在の換価予定の不動産にかかる更生担保権の残額のうち、繰上弁済額を超える部分は免除を受けるものとする。
③　更生担保権者は管財人に対し、平成24年３月15日までに上記①の繰上弁済を選択するか書面で通知するものとする。
当該通知がない場合、管財人は、当該更生担保権者が繰上弁済を選択せず、上記⑵に定める弁済方法を選択したものとみなすことができる。」
を追加する。
２　本件更生計画第３章第１節３．⑵の次に、
「⑶　繰上一括弁済
①　平成24年３月末日現在の継続使用予定の不動産・船舶にかかる更生担保権の残額について、当該更生担保権者は、平成24年４月末日弁済期以降の各分割弁済額に、割引率年３％の複利計算によって算出した次の各弁済率をそれぞれ乗じた金額の合計額をもって、平成24年３月末日に繰上一括弁済を受けることができる。

（分割弁済期）	（弁済率％）
平成24年４月末日（第３回）	100.0％
平成25年４月末日（第４回）	97.1％
平成26年４月末日（第５回）	94.3％
平成27年４月末日（第６回）	91.5％
平成28年４月末日（第７回）	88.8％

②　上記①の弁済があった時点で、平成24年３月末日現在の継続使用予定の不動産・船舶にかかる更生担保権の残額のうち、繰上一括弁済額を超える部分は免除を受けるものとする。
③　更生担保権者は管財人に対し、平成24年３月15日までに上記①の繰上一括弁済を選択するか書面で通知するものとする。
当該通知がない場合、管財人は、当該更生担保権者が繰上一括弁済を選択せず、上記⑵に定める弁済方法を選択したものとみなすことができる。」
を追加する。
３　本件更生計画第３章第１節４．⑵の次に、
「⑶　繰上弁済
平成24年３月末日現在のリースにかかる更生担保権の残額については、同日にその全額を繰上弁済する。」
を追加する。
４　本件更生計画第３章第３節２．⑵の次に、
「⑶　繰上一括弁済
①　平成24年３月末日現在の免除後の基準更生債権の残額について、当該更生債権者は、平成24年４月末日弁済期以降の各分割弁済額に、割引率年５％の複利計算によって算出した次の各弁済率をそれぞれ乗じた金額の合計額をもって、平成24年３月末日に繰上一括弁済を受けることができる。

（分割弁済期）	（弁済率％）
平成24年４月末日（第３回）	100.0％
平成25年４月末日（第４回）	95.2％
平成26年４月末日（第５回）	90.7％
平成27年４月末日（第６回）	86.4％
平成28年４月末日（第７回）	82.3％
平成29年４月末日（第８回）	78.4％
平成30年４月末日（第９回）	74.6％
平成31年４月末日（第10回）	71.1％

②　上記①の弁済があった時点で、平成24年３月末日現在の免除後の基準更生債権の残額のうち、繰上弁済額を超える部分は免除を受けるものとする。
③　更生債権者は管財人に対し、平成24年３月15日までに上記①の繰上一括弁済を選択するか書面で通知するものとする。
当該通知がない場合、管財人は、当該更生債権者が繰上一括弁済を選択せず、上記⑵に定める弁済方法を選択したものとみなすことができる。」
を追加する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ミ）第１５・１６号
大阪市中央区備後町２丁目４番６号
更生会社　シンコー・テクノ株式会社
１　決定年月日　平成24年２月22日
２　主文　本件更生計画を変更する。
３　更生計画変更計画の要旨
第１　合併前更生会社シンコー・テクノ株式会社
本件更生計画第３章第２節２.⑵の次に、
「⑶　繰上一括弁済
①　平成24年３月末日現在の免除後の基準更生債権の残額について、当該更生債権者は、平成24年４月末日弁済期以降の各分割弁済額に、割引率年５％の複利計算によって算出した次の各弁済率をそれぞれ乗じた金額の合計額をもって、平成24年３月末日に繰上一括弁済を受けることができる。

（分割弁済期）	（弁済率％）
平成24年４月末日（第３回）	100.0％
平成25年４月末日（第４回）	95.2％
平成26年４月末日（第５回）	90.7％
平成27年４月末日（第６回）	86.4％
平成28年４月末日（第７回）	82.3％
平成29年４月末日（第８回）	78.4％
平成30年４月末日（第９回）	74.6％
平成31年４月末日（第10回）	71.1％

②　上記①の弁済があった時点で、平成24年３月末日現在の免除後の基準更生債権の残額のうち、繰上弁済額を超える部分は免除を受けるものとする。
③　更生債権者は管財人に対し、平成24年３月15日までに上記①の繰上一括弁済を選択するか書面で通知するものとする。当該通知がない場合、管財人は、当該更生債権者が繰上一括弁済を選択せず、上記⑵に定める弁済方法を選択したものとみなすことができる。」
を追加する。
第２　合併前更生会社株式会社イワクラ
１　本件更生計画第３章第１節１.⑵の次に、
「⑶　繰上弁済
平成24年３月末日現在のリースにかかる更生担保権の残額については、同日にその全額を繰上弁済する。」
を追加する。